

成年後見制度の活用法

ー相続争いの未然防止から事業承継までー

梅田総合法律事務所 弁護士 梁 沙織
弁護士 望月 康平

▶ POINT

- ① 成年後見制度は、精神上的障害により判断能力が不十分な方に援助者を選任して、本人を保護することを主な目的とする制度です。
- ② 成年後見制度には、「法定後見」(判断能力の低下の程度に応じて法定の3類型)と「任意後見」(本人があらかじめ後見人となる者とその権限を定める)があります。
- ③ 成年後見制度の活用により、相続争いの予防や事業承継等に対応できる場合があります。

1 はじめに

認知症等により判断能力が不十分となった方にとっては、以前は問題なく行うことができた預貯金の管理や税金・公共料金の支払い等、身の回りの法律に関わる事務処理にも大きな困難を伴います。ましてや、特別な法律問題が関係する、自宅の増改築、介護施設への入所契約、遺産分割協議等は適切に判断・処理することができないケースがあります。

このような判断能力が不十分な方を支援・保護することが成年後見制度の主な目的です。

成年後見制度が利用される場面として「一人暮らしの老人を悪質商法から守る」といった例が挙げられることがあります。視点を改めて成年後見制度を活用すれば、相続争いの未然防止や、家族経営の会社の事業承継等、様々な問題に対応できる場合があります。

本稿では、成年後見制度の概要をご説明した後、具体的な制度の活用例をご紹介します。

2 成年後見制度の概要

(1) 法定後見制度

法定後見制度は、家庭裁判所で選任された援助者(成年後見人、保佐人、補助人)が、本人(判断能力が既に低下した方)の利益を考えながら、本人の財産管理や身上監護を行い、本人を保護・支援する制度です。

法定後見制度を利用する場合、誰を援助者として選任するか(親族又は法律や福祉の専門家)、「後見」、「保佐」、「補助」のどの制度を利用するか(下表のとおり本人の能力に応じて援助者の権限が異なります)等を検討して、親族等が家庭裁判所へ申立てを行います。

家庭裁判所では、本人に一定の財産がある場合には、援助者が適切に本人の援助を行っているかどうかを監督するために、「後見監督人」が選任されるケースが多くなっています。

また、法定後見制度は見方を変えれば本人が一定の範囲で財産管理権を失う側面があることから、家庭裁判所では、審理の中でできる限り本人の意向を聴いたり、法律上も保佐・補助の代理権付与には本人の同意が必要とされるなど、本人の意思にも配慮されています。

	後見	保佐	補助
本人の能力	判断能力を欠く状態が通常の場合	判断能力が著しく不十分の場合	判断能力が不十分の場合
申立権者	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官等		
援助者の同意が必要な行為	なし(本人は原則として財産に関する法律行為を行う能力なし)	借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築等(民法13条1項所定の行為)+家庭裁判所が審判で定める行為	家庭裁判所が審判で定める行為
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為		
援助者の代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	家庭裁判所が定める特定の法律行為	
本人の資格等の制限	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失う等(※)		なし

(※)これらの一律の資格制限については、現在、見直しが議論されています。

(2) 任意後見制度

任意後見制度は、将来自らの判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人が援助者(任意後見人)を選び、その援助者との間で、財産管理や身上監護の方法等について、契約を締結しておく制度です。契約は「任意後見契約公正証書」を作成する方法により行います。判断能力が低下する前から援助者に自分の財産管理を任せたい場合には、「委任契約及び任意後見契約公正証書」を作成します。

援助者を誰にするのかは、法律に定める事由のある者(破産者、本人に対して訴訟を提起したことがある者等)以外であれば、自由に定めることができます。親族でも、友人でも、法律の専門家でも構いません。

援助者の権限としては、法律の趣旨に反しない限り、財産管理(例:自宅の処分、預貯金・年金・賃料等収入の管理、税金・公共料金の支払い等)についても、また、身上監護(例:入院の手續、老人ホーム入居に関する諸手續等)についても、自由に具体的な内容を定めることができますが、実際の介護労働などの事実は含みません。

3 活用例

次に、成年後見制度の具体的な活用例を見ていきます。

(1) 典型例

<ケース1>

80歳になる同居中の父が、私が仕事で留守の昼間に、最近しばしば家に来るようになった訪問販売員を家に上げているようで、必要がないにもかかわらず、高額の同じ商品をいくつも購入してしまいました。

このケースでは、例えば、補助開始の審判（及び同意権付与の審判）を申し立て、「10万円以上の商品の購入」や「通信販売（インターネット取引を含む）及び訪問販売による契約の締結」について、補助者である「私」の同意を必要とすること等による対処が可能です。これにより、今後、「父」が「私」の同意なく10万円以上の商品を購入してしまった場合や、通信販売や訪問販売で物を購入してしまった場合には、「私」がその契約を取り消すことができます。

<ケース2>

先日、85歳になる独居の母が転んで骨折しました。認知症はなく、頭はしっかりしているのですが、「一人暮らしは不安なので老人ホームに入りたい。」と言っています。施設に入るのであれば、一人っ子の私が、入所手続の他、それまで母が住んでいたマンションの処分や、今後の日常の預貯金の管理等せざるを得ません。

このケースでは、施設入所やマンションの売却等、個別の手続ごとに「私」が「母」から委任状をもらって対応することも可能ですが、「委任契約及び任意後見契約公正証書」を作成すれば、個別の委任状の作成が不要になる上、将来、「母」が認知症になった場合にも対処できるので安心です。さらに将来のことも考えて、遺言公正証書をあわせて作成するケースもあります。

(2) 相続争いの未然防止の活用例

<ケース3>

私は65歳で、2人兄弟の弟です。90歳の母が施設に入っているのですが、様子を見に行ったら、職員の方の話では、兄がここのところ毎日面会に来ているようでした。ある日、母が私に「おまえは二度とくるな。財産は全部兄にやる。」などと言い出し、びっくりしてしまいました。かなり認知症が進んでいる母に、兄が何か吹き込んだようです。おかしいと思い、以前より母から預かっていたキャッシュカードで母の預金残高を確認したところ、母の預金が1000万円ほど減っていました。母は動けませんし、引き出せるのは兄しかいません。母が施設に入ってから、母の面倒はずっと私が見てきましたが、通帳と印鑑は母が持っているはずですが。

親族による財産隠し・使い込み等が疑われる典型的なケースです。ひとたび「兄」が「母」の預金を引き出して隠匿、あるいは浪費してしまえば、現実にはそれを取り戻すことは相当困難となります。また「母」の死後には、「私」と「兄」の間で遺産をめぐる争いが発生することが予想されます。

そこで、「母」の財産の散逸を防止するには、「私」が早急に成年後見開始の審判を申し立てる必要があります。また、このようなケースでは、家庭裁判所は親族ではなく利害関係のな

い弁護士等を成年後見人として選任する場合はほとんどです。

成年後見開始後は、財産管理は成年後見人が行いますので、「兄」は「母」の預金を引き出せなくなります。また、証拠がそろえば、成年後見人から「兄」に対し、「兄」が引き出した預金の返還を求めることができるでしょう。

さらに、「私」が預かっていたキャッシュカードは、成年後見人が管理しますので、「母」の死後に、「兄」から「私」が「母」の預金の使い込みを疑われるという無用の紛争も避けられます。

(3) 事業承継のための活用例

<ケース4>

私は、50歳で、3人兄弟の長男です。現在、2代目社長として、会社を経営しています。先代の父は70歳で、既に引退しているのですが、会社の株は、100%父の名義のまま、これから株の譲渡を受けようとしていた矢先に、父が脳梗塞で突然倒れてしまいました。医師によれば、今後、リハビリを行ったとしても、通常の判断能力にまで回復する見込みは低い、とのことでした。

このケースの場合、「父」には、会社の株主として権利行使する能力がないため、株主総会の開催・決議等ができず、会社運営に支障が生じます。また、このまま「父」が死亡して相続が発生した場合には、相続人らに株式が分散する可能性もありますし、仮に、弟らにおいて「私」が会社の全株式を取得するのが良いと考えていたとしても、「父」には法律上有効に株式を譲渡する能力がありません。

このような事態への備えとして成年後見制度を活用する場合、「父」が元気な間に、あらかじめ「任意後見契約公正証書」を作成しておき、万が一「父」の判断能力が低下した場合には、任意後見人が「私」に対して会社の全株式を譲渡するよう、定めておくのが安心です。なお、遺言で「私」に対して会社の全株式を譲渡するよう定めても、「父」が死亡しない限り相続が発生しませんので、このケースのように株主の判断能力が低下したような場合には、会社運営に支障が生じることは避けられません。

また、任意後見契約がない場合でも、成年後見の申立てを行い、成年後見人が「私」に適正な金額で株式を譲渡できる場合があります。

4 おわりに

平成28年10月より、「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が施行されて、成年後見人に対する郵便転送制度が導入され¹、成年後見人の死後事務も明確化されました²。

高齢化社会が進む中、今後も成年後見制度の法整備の拡充が進むでしょう。成年後見制度の活用例は、益々、多種多様になっていくと思われます。

事案に合わせて、適切に制度を選択・活用することが重要です。

¹ 成年後見人が家庭裁判所の審判を得て本人宛郵便物の転送を受けることができるようになりました。

² 成年後見人が本人の死亡後にも行うことができる事務の内容及びその手続が明確化されました。

※ 許可なく転載することはお控え下さい。

※ このニュースレターは郵送から PDF ファイルでのメール配信に変更できます。PDF ファイルは、貴社内で転送・共有
いただいで差し支えありません。電話またはメール(newsletter@umedasogo-law.jp)でお気軽にお申し出ください。

COLUMN

今月号より、「梅田総合ニュースレター」の発行責任者を務めさせていただくことになりました。

当事務所は、昨年、創立30周年を迎えました。本年は、新たに東京事務所を開設し、これまで以上に幅広く皆様の
ニーズにお応えしたいと考えております。

当事務所の設立趣意書には、「社会の変容に豊かに対応し、より高度な法的サービスを提供すること」を掲げており
ます。社会の法的ニーズが多様化、複雑化する中で、皆様のお役に立つ情報を分かりやすく正確にご提供することを
心掛けて、「梅田総合ニュースレター」をお届けしたいと存じます。

ご意見・ご要望等がございましたら、何なりと、お電話またはメール(newsletter@umedasogo-law.jp)にてお申し付け
くださいますようお願いいたします。

(弁護士 今田晋一)

梅田総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目1番5号 大阪三菱ビル6階

TEL : 06-6348-5566(代) FAX : 06-6348-5516

東京事務所 〒106-0032 東京都港区六本木6丁目8番28号 宮崎ビル3階

TEL : 03-6447-0979 FAX : 03-5410-1591

<http://www.umedasogo-law.jp>